

高額かつ長期申請のご案内

指定難病医療費の受給者証が交付された方のうち、以下の①と②両方の要件を満たす方が「高額かつ長期」の申請をすることができます。「高額かつ長期」が適用になると負担上限月額が軽減されます。

対象者の要件

- ①階層区分が「一般所得Ⅰ」、「一般所得Ⅱ」、「上位所得」いずれかの方
- ②難病医療費の支給認定後の医療費総額（10割）が50,000円を超える月が年間6回以上ある場合

対象期間は「申請日の属する月」以前の直近12ヵ月以内

5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
支給開始	○	○	×	○	×	○	○	○			

令和3年7月分自己負担上限額管理票				
受診者	仙台 太郎	受給者番号	○○○○	
		月額自己負担上限額	5,000円	
下記のとおり月額自己負担上限額に達しました。				
日付	医療機関名			
○月○日	○×薬局			
日付	医療機関名	医療費総額 (10割分)	自己負担額	自己負担の 累積額(月額)
○月○日	■△クリニック	20,000円	4,000円	4,000円
○月○日	○×薬局	10,000円	1,000円	5,000円
○月○日	□●訪問看護	20,000円	0円	

該当する月が6回になった時点で申請できます

自己負担上限額管理票の「医療費総額（10割）」の欄を、1月毎に合算して50,000円を超えるかご確認ください

適用となる期間

「高額かつ長期」の申請をした月の翌月1日から適用になります。
 指定難病医療費助成は年に1回更新が必要となりますが、更新後も引き続き「高額かつ長期」を適用されたい場合は改めて申請が必要になります。

申請に必要な書類

- ①特定医療費（指定難病）支給認定申請書・医療費申告書
 窓口または、仙台市のホームページからダウンロードして入手してください。
- ②「自己負担上限額管理票」の写しまたは療養費証明書
- ③「特定医療費（指定難病）受給者証」の写し